

## 規制改革推進のための3か年計画等の フォローアップ結果について

### 1 目的、根拠

規制改革推進のための3か年計画に盛り込まれている事項については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)により、「本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、その実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果は規制改革会議に報告するとともに、公表する。」とされている。

このため、本計画に盛り込まれている事項について、平成21年3月31日現在の措置状況を整理し、その結果を公表するもの。

(規制改革(規制緩和)に係る諸計画のフォローアップについては、平成7年以降、毎年実施・公表している。)

### 2 結果の概要

計画に盛り込まれた1,071事項のうち、平成19年度中に措置が済んでいる256事項を除いた815事項についてフォローアップを実施した。

(1) 平成20年度中までに改善措置を講ずることとされた個別事項  
362事項中、360事項(99.4%)が措置済又は一部措置済。

(2) 実施時期が示されていない事項  
453事項中、386事項(85.2%)が措置済又は一部措置済。

(注) (1)の残り2事項及び(2)の残り67事項は、計画上「必要に応じて実施」とされた事項で、その必要性が発生していない等の理由により、「処置済」、「一部措置済」あるいは「未措置」と判断できない事項である。

一部に取組の遅れがあるものの、計画に盛り込まれた事項については、概ね全ての事項が措置済又は一部措置済となっている。措置済となっていない事項については、計画期間(平成22年3月末まで)内に着実に措置されることが期待される。